

特定非営利活動法人
つがる市体育協会10周年記念事業表彰規程

(目的)

第1条 この表彰規程は、体育協会創立10周年記念事業にあたり、スポーツの推進及び発展に貢献したもの並びに、スポーツの競技会において優秀な成績をおさめたものを表彰し功績を讃えるとともに、スポーツの普及振興に資することを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ功労賞
- (2) 感謝状

(選考の基準)

第3条 つがる市在住・在勤のものを対象とし各賞の選考基準は次のとおりとする。

- (1) スポーツ功労賞
 - ・概ね10年以上の長きに渡り、スポーツ振興に功績があったもの
 - ・概ね10年以上の長きに渡り、優秀な個人またはチームの育成に功績があったもの
 - ・概ね10年以上の長きに渡り、選手として活躍し大会等で入賞が継続されたもの
 - ・その他、選考が妥当であると認めたもの
- (2) 感謝状
 - ・長きに渡り体育協会運営に尽力した退任役員
 - ・長きに渡り協会の運営等に物心両面に尽力があったもの
 - ・その他、選考が妥当であると認めたもの

(候補者推薦方法)

第4条 候補者推薦方法は、次のとおりとする。ただし、特別な事由があると認められた場合は、この限りではない。

- 2 各表彰候補者は、加盟団体長名及び市内に所在する小・中学校長名において別紙様式に押印の上、推薦すること。

(表彰の決定)

第5条 推薦されたものについては、理事会で選考・審査を行い決定する。

(表彰の方法)

第6条 10周年記念式典において賞状及び記念品を贈り表彰する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この規程は、平成31年2月1日から施行し、平成31年3月31日をもって廃止する。